

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>【本編】</p> <p>II 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-2 利用者保護等</p> <p>II-3-2-1 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する利用者への説明態勢</p> <p>II-3-2-1-2 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約時点等における説明</p> <p>以下の事項について、内部規則等を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 契約締結の客観的合理的理由の説明</p> <p>利用者から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止するため、契約締結の客観的合理的理由についても、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下のア及びイの検証に関しては、各項に掲げる事項について利用者から求められれば説明する態勢、また、ウの検証にあっては、保証契約を締結する場合において、上記エ a から c を説明する態勢及びその結果等を書面又は電子的方法で記録する態勢が整備されているかに留意する。</p> | <p>【本編】</p> <p>II 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-2 利用者保護等</p> <p>II-3-2-1 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する利用者への説明態勢</p> <p>II-3-2-1-2 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約時点等における説明</p> <p>以下の事項について、内部規則等を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 契約締結の客観的合理的理由の説明</p> <p>利用者から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止するため、契約締結の客観的合理的理由についても、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。</p> <p>なお、以下のア及びイの検証に関しては、各項に掲げる事項について利用者から求められれば説明する態勢、また、ウの検証にあっては、保証契約を締結する場合において、上記エ a から c を説明する態勢及びその結果等を書面又は電子的方法で記録する態勢が整備されているかに留意する。</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 保証契約 保証人の立場及び財産の状況、主債務者や他の保証人との関係等を踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的合理的理由</p> <p>a (略)</p> <p>b 経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する場合には、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求める」ことを原則とする融資慣行を確立するとの観点に照らし、必要に応じ、「農業信用基金協会向けの総合的な監督指針」及び「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方にも留意しつつ(II-11-2-(1)参照)、当該第三者と保証契約を締結する客観的合理的理由。</p> <p>c (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 取引関係の見直し等の場合の対応 借り手農業者等との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、系統金融機関の業務上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、行政検査や検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> | <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 保証契約 保証人の立場及び財産の状況、主債務者や他の保証人との関係等を踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的合理的理由</p> <p>a (略)</p> <p>b 経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する場合には、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求める」ことを原則とする融資慣行を確立するとの観点に照らし、必要に応じ、「農業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について(事務ガイドライン)」及び「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方にも留意しつつ(II-11-2-(1)参照)、当該第三者と保証契約を締結する客観的合理的理由。</p> <p>c (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 取引関係の見直し等の場合の対応 借り手農業者等との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、系統金融機関の業務上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、行政検査や検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>このため、以下の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、債権譲渡、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び保証人の個人再生手続等の場合</p> <p>ア これまでの取引関係や、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているか。</p> <p>・ 例えば、経営者以外の第三者の保証人個人に保証債務の履行を求める場合は、基本的に保証人が主債務者の状況を当然には知り得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について正確な情報を提供する等適切な対応を行う態勢となっているか。（II-11-2(3)参照）</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> | <p>このため、以下の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、債権譲渡、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び保証人の個人再生手続等の場合</p> <p>ア これまでの取引関係や、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているか。</p> <p>・ 例えば、経営者以外の第三者の保証人個人に保証債務の履行を求める場合は、基本的に保証人が主債務者の状況を当然には知り得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について正確な情報を提供する等適切な対応を行う態勢となっているか。（II-11-2(2)参照）</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> |
| <p>II-4 金融仲介機能の発揮</p> <p>II-4-1 基本的役割【共通】</p> <p>系統金融機関は、農業者等や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給（新規の信用供与を含む）</p> | <p>II-4 金融仲介機能の発揮</p> <p>II-4-1 基本的役割【共通】</p> <p>系統金融機関は、農業者等や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給（新規の信用供与を含む）</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>以下同じ。) や貸付けの条件の変更等に努めることが求められる。</p> <p>特に、系統金融機関は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第64条の規定（注）の趣旨を十分に踏まえ、地域農林水産業・地域経済の活性化及び農山漁村等地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組が求められることに留意する必要がある。</p> <p>このような観点から、系統金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、農業者等に対するコンサルティング機能の発揮を通じて、農業者等の経営改善等に向けた取組を<u>先延ばしすることなく最大限支援していくことも求められる（農業者等に対するコンサルティング機能の発揮については、II-5-2-1及びII-5-2-4を参照）。</u></p> <p>特に、急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった農業法人等に対する支援においては、貸付けの条件の変更等だけでなく、資本性借入金（注3）や出資等も活用し、農業法人等の経営改善等につなげていくことが強く求められる。</p> <p>また、経営者保証ガイドラインの趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、経営者保証ガイドラインで示された合理性が認められる保証契約の在り方に基づく対応を行っていくことが必要である（II-10-2参照）。</p> <p>（注1）～（注3）（略）</p> <p>II-5 地域密着型金融の推進 II-5-1 経緯【共通】</p> | <p>以下同じ。) や貸付けの条件の変更等に努めることが求められる。</p> <p>特に、系統金融機関は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第64条の規定（注）の趣旨を十分に踏まえ、地域農林水産業・地域経済の活性化及び農山漁村等地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組が求められることに留意する必要がある。</p> <p>このような観点から、系統金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、農業者等に対するコンサルティング機能の発揮を通じて、農業者等の経営改善等に向けた取組を最大限支援していくことも求められる（農業者等に対するコンサルティング機能の発揮については、II-5-2-1及びII-5-2-4を参照）。</p> <p>特に、急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった農業法人等に対する支援においては、貸付けの条件の変更等だけでなく、資本性借入金（注3）や出資等も活用し、農業法人等の経営改善等につなげていくことが強く求められる。</p> <p>また、経営者保証ガイドラインの趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、経営者保証ガイドラインで示された合理性が認められる保証契約の在り方に基づく対応を行っていくことが必要である（II-10-2参照）。</p> <p>（注1）～（注3）（略）</p> <p>II-5 地域密着型金融の推進 II-5-1 経緯【共通】</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(1) 地域密着型金融の推進については、系統金融機関においても、農山漁村等地域に密着した事業展開を行う中で、農山漁村等地域の利用者との間で親密な関係を長く維持することにより、農業者等の再生・農業等に対する金融の円滑化等を促進しており、また、地域密着型金融を推進することにより、農山漁村等地域の利用者が必要とするサービスを提供することが農山漁村等地域にとって重要であることから、平成 20 年に本監督指針を改正し、系統金融機関の自由な競争、自己責任に基づく経営判断の尊重、農山漁村等地域の利用者の目を通じたガバナンスを基本としつつ、地域密着型金融が深化、定着するような動機付け、環境整備を行ってきた。</p> <p>こうした中、系統金融機関においては、経営改善支援、事業再生支援、担保・保証に過度に依存しない融資等の<u>取組</u>が行われてきている。一方、農業者等をはじめとした利用者からは、そうした<u>取組</u>にとどまらず、経営課題への適切な助言や販路拡大等の経営支援、ニーズに合致した多様な金融サービスの提供が強く期待されている。</p> <p>また、系統金融機関は、こうした取組により、農山漁村等地域の関係者からの期待に応えるとともに、農業者等や農山漁村等地域全体の発展を通じて自らの利用者基盤を維持・拡大し、また、持ち前の経営資源を活かすことにより、収益力や財務の健全性の向上にもつながる持続可能な農山漁村等地域への貢献を行うことが期待される。</p> <p>(2) このような状況を踏まえ、地域密着型金融の取組について利</p> | <p>(1) 地域密着型金融の推進については、系統金融機関においても、農山漁村等地域に密着した事業展開を行う中で、農山漁村等地域の利用者との間で親密な関係を長く維持することにより、農業者等の再生・農業等に対する金融の円滑化等を促進しており、また、地域密着型金融を推進することにより、農山漁村等地域の利用者が必要とするサービスを提供することが農山漁村等地域にとって重要であることから、平成 20 年に本監督指針を改正し、系統金融機関の自由な競争、自己責任に基づく経営判断の尊重、農山漁村等地域の利用者の目を通じたガバナンスを基本としつつ、地域密着型金融が深化、定着するような動機付け、環境整備を行ってきた。</p> <p>こうした中、系統金融機関においては、経営改善支援、事業再生支援、担保・保証に過度に依存しない融資等の<u>取組み</u>が行われてきている。一方、農業者等をはじめとした利用者からは、そうした<u>取組み</u>にとどまらず、経営課題への適切な助言や販路拡大等の経営支援、ニーズに合致した多様な金融サービスの提供が強く期待されている。</p> <p>また、系統金融機関は、こうした取組により、農山漁村等地域の関係者からの期待に応えるとともに、農業者等や農山漁村等地域全体の発展を通じて自らの利用者基盤を維持・拡大し、また、持ち前の経営資源を活かすことにより、収益力や財務の健全性の向上にもつながる持続可能な農山漁村等地域への貢献を行うことが期待される。</p> <p>(2) このような状況を踏まえ、地域密着型金融の取組について利</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>用者と系統金融機関の双方にとってより実効的なものとしていく必要がある。</p> <p>(注) 地域密着型金融の<u>取組</u>に関する課題や改善の方向性については、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』<u>II-5-1(1)</u>②が参考となる。</p> <p>「II-5-2 基本的考え方」においては、当局、系統金融機関、利用者等の関係者の認識の共有に資するため、地域密着型金融の目指すべき方向、特に系統金融機関が発揮すべきコンサルティング機能を具体的に示している。</p> <p>「II-5-3 主な着眼点」においては、個々の具体的な取組は各系統金融機関の自主的な経営判断に委ねつつ、当局は各系統金融機関に対し地域密着型金融を中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進するための態勢の整備・充実を促すという考え方の下、監督に当たって重点的に検証すべき態勢面等の着眼点を示している。</p> <p>「II-5-4 監督手法・対応」においては、系統金融機関の規模・特性等を踏まえた自主的・創造的な<u>取組</u>を促すためのフォローアップや動機付け、環境整備の手法を示している。</p> <p>(3) <u>新型コロナウィルス感染症により、我が国の経済は大きく傷ついたが、同感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが、令和5年5月に5類感染症に移行したことを受け、社</u></p> | <p>用者と系統金融機関の双方にとってより実効的なものとしていく必要があることから、今般、以下のとおり、監督指針を改正することとした。</p> <p>(注) 地域密着型金融の<u>取組み</u>に関する課題や改善の方向性については、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』<u>II-5-1(2)</u>が参考となる。</p> <p>「II-5-2 基本的考え方」においては、当局、系統金融機関、利用者等の関係者の認識の共有に資するため、地域密着型金融の目指すべき方向、特に系統金融機関が発揮すべきコンサルティング機能を具体的に示している。</p> <p>「II-5-3 主な着眼点」においては、個々の具体的な取組は各系統金融機関の自主的な経営判断に委ねつつ、当局は各系統金融機関に対し地域密着型金融を中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進するための態勢の整備・充実を促すという考え方の下、監督に当たって重点的に検証すべき態勢面等の着眼点を示している。</p> <p>「II-5-4 監督手法・対応」においては、系統金融機関の規模・特性等を踏まえた自主的・創造的な<u>取組み</u>を促すためのフォローアップや動機付け、環境整備の手法を示している。</p> <p>(新設)</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>会経済活動の正常化が進みつつある一方で、肥料価格や飼料価格の高騰等により、厳しい環境に置かれた農業者等が依然として数多く存在しており、官民の金融機関において実質無利子・無担保融資等を講じてきた。特に系統金融機関においては、地域農林水産業や農業者等を下支えし、地域農林水産業・地域経済の回復・成長に貢献することが重要であり、これがひいては系統金融機関自身の事業基盤の存立に関わる問題であると再認識する必要がある。</p> <p>こうした背景のもとで、系統金融機関による、資金繰り支援にとどまらない、農業者等の実情に応じた経営改善や事業再生支援等の重要性が改めて認識されることとなったことを踏まえ、農業者等への支援の一層の推進を図っていくことが期待される。</p> <p>II－5－2 基本的考え方(地域密着型金融の目指すべき方向)【共通】</p> <p>(1) 地域農林水産業・地域経済の活性化や健全な発展のためには、農山漁村等地域の農業者等が事業拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、系統金融機関を含めた農山漁村等地域の関係者が連携・協力しながら農業者等の経営努力を積極的に支援していくことが重要である。なかでも、農山漁村等地域の情報ネットワークの要であり、人材やノウハウを有する系統金融機関においては、資金供給者としての役割にとどまらず、農山漁村等地域の農業者等に対する経営支援や地域</p> | <p>II－5－2 基本的考え方(地域密着型金融の目指すべき方向)【共通】</p> <p>(1) 地域農林水産業・地域経済の活性化や健全な発展のためには、農山漁村等地域の農業者等が事業拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、系統金融機関を含めた農山漁村等地域の関係者が連携・協力しながら農業者等の経営努力を積極的に支援していくことが重要である。なかでも、農山漁村等地域の情報ネットワークの要であり、人材やノウハウを有する系統金融機関においては、資金供給者としての役割にとどまらず、農山漁村等地域の農業者等に対する経営支援や地域</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>農林水産業・地域経済の活性化に積極的に貢献していくことが強く期待されている。</p> <p><u>また、外部環境が大きく変化した等、農山漁村等地域の農業者等が過剰な債務を抱えるようになった場合には、系統金融機関において地域農林水産業や農業者等を下支えし、地域農林水産業・地域経済の回復・成長に貢献することが重要であることから、資金繰り支援にとどまらない、農業者等の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等を先延ばしすることなく実施する必要がある。</u></p> <p>(2) このため、系統金融機関は、経営戦略や経営計画等（以下「経営計画等」という。）の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に<u>位置付け</u>、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、以下に示す「農業者等に対するコンサルティング機能の発揮」、「農山漁村等地域の面的再生や<u>地域農林水産業の下支え</u>への積極的な参画」、「農山漁村等地域や利用者に対する積極的な情報発信」の目指すべき方向を踏まえた取組を中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、利用者基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(注) 規模や人員に制約がある場合が多い農協については、農中や信連による業務補完・支援が不可欠である。したがって、これらを中心とした地域密着型金融の取組に係る業務、態勢</p> | <p>農林水産業・地域経済の活性化に積極的に貢献していくことが強く期待されている。</p> <p>(2) このため、系統金融機関は、経営戦略や経営計画等（以下「経営計画等」という。）の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に<u>位置づけ</u>、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、以下に示す「農業者等に対するコンサルティング機能の発揮」、「農山漁村等地域の面的再生への積極的な参画」、「農山漁村等地域や利用者に対する積極的な情報発信」の目指すべき方向を踏まえた取組を中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、利用者基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(注) 規模や人員に制約がある場合が多い農協については、農中や信連による業務補完・支援が不可欠である。したがって、これらを中心とした地域密着型金融の取組に係る業務、態勢</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>整備の連携等、系統内の相互扶助の実践・充実を図るべく、農中・信連の機能充実を通じた総合的な<u>取組</u>を推進することが必要である。また、個別農協は、その自主的な態勢整備・強化に加えて、必要に応じ、農中・信連の機能活用を通じ、系統内において相互扶助の特性を十分発揮することが重要である。</p> <p>(4) なお、系統金融機関において、こうした地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に<u>位置付けて</u>事業展開を行っていく上では、具体的なアクションを戦略的に実行し、その実績の分析及び評価を行って、組合員等への説明責任を果たしながら次のアクションに反映していくことが重要であり、こうした観点から、II-12 に詳述するように金融面における自己改革の取組を不斷に実行していくことが求められる。</p> | <p>整備の連携等、系統内の相互扶助の実践・充実を図るべく、農中・信連の機能充実を通じた総合的な<u>取組み</u>を推進することが必要である。また、個別農協は、その自主的な態勢整備・強化に加えて、必要に応じ、農中・信連の機能活用を通じ、系統内において相互扶助の特性を十分発揮することが重要である。</p> <p>(4) なお、系統金融機関において、こうした地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に<u>位置づけて</u>事業展開を行っていく上では、具体的なアクションを戦略的に実行し、その実績の分析及び評価を行って、組合員等への説明責任を果たしながら次のアクションに反映していくことが重要であり、こうした観点から、II-12 に詳述するように金融面における自己改革の取組を不斷に実行していくことが求められる。</p> |
| <p>II-5-2-1 農業者等に対するコンサルティング機能の発揮 【共通】</p> <p>農業者等の事業拡大や経営改善等に当たっては、まずもって、当該農業者等が自らの経営の目標や課題を明確に見定め、これを実現・解決するために意欲を持って主体的に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>系統金融機関は、資金供給者としての役割にとどまらず、長期的な取引関係を通じて蓄積された情報や農山漁村等地域の外部専門家・外部機関等とのネットワークを活用してコンサルティング機能を発揮することにより、農業者等の事業拡大や経営改善等に向けた</p> | <p>II-5-2-1 農業者等に対するコンサルティング機能の発揮 【共通】</p> <p>農業者等の事業拡大や経営改善等に当たっては、まずもって、当該農業者等が自らの経営の目標や課題を明確に見定め、これを実現・解決するために意欲を持って主体的に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>系統金融機関は、資金供給者としての役割にとどまらず、長期的な取引関係を通じて蓄積された情報や農山漁村等地域の外部専門家・外部機関等とのネットワークを活用してコンサルティング機能を発揮することにより、農業者等の事業拡大や経営改善等に向けた</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>自助努力を最大限支援していくことが求められている。</p> <p>特に、貸付残高が多いなど、農業者等から主たる相談相手としての役割を期待されている主たる取引系統金融機関については、コンサルティング機能をより一層積極的に發揮し、農業者等が経営課題を認識した上で経営改善、事業再生等に向けて自助努力できるよう、最大限支援していくことが期待される。</p> <p>このような農業者等と系統金融機関双方の<u>取組</u>が相乗効果を発揮することにより、農業者等の事業拡大や経営改善等が着実に図られるとともに、農業者等の返済能力が改善・向上し、将来の健全な資金需要が拡大していくことを通じて、系統金融機関の収益力や財務の健全性の向上も図られるという流れを定着させていくことが重要である。</p> <p>系統金融機関のコンサルティング機能は、農業者等との日常的・継続的な関係から得られる各種情報を通じて経営の目標や課題を把握・分析した上で、適切な助言などにより農業者等自身の課題認識を深めつつ、主体的な<u>取組</u>を促し、同時に、最適な解決方策を提案・実行する、という形で発揮されることが一般的であるとみられる。<u>その際、農業経営等の悪化の未然防止や早期改善等の観点から、農業者等の状況の変化の兆候を適時適切に把握し、早め早めの対応を促すことが重要である。</u>以下に系統金融機関に期待される農業者等に対するコンサルティング機能を具体的に示すこととする。</p> <p>なお、これは、当局及び系統金融機関、さらには農業者等の認識の共有に資するために、本来は、農業者等の状況や系統金融機関の規模・特性等に応じて種々多様であるコンサルティング機能を包括</p> | <p>自助努力を最大限支援していくことが求められている。</p> <p>特に、貸付残高が多いなど、農業者等から主たる相談相手としての役割を期待されている主たる取引系統金融機関については、コンサルティング機能をより一層積極的に發揮し、農業者等が経営課題を認識した上で経営改善、事業再生等に向けて自助努力できるよう、最大限支援していくことが期待される。</p> <p>このような農業者等と系統金融機関双方の<u>取組み</u>が相乗効果を発揮することにより、農業者等の事業拡大や経営改善等が着実に図られるとともに、農業者等の返済能力が改善・向上し、将来の健全な資金需要が拡大していくことを通じて、系統金融機関の収益力や財務の健全性の向上も図られるという流れを定着させていくことが重要である。</p> <p>系統金融機関のコンサルティング機能は、農業者等との日常的・継続的な関係から得られる各種情報を通じて経営の目標や課題を把握・分析した上で、適切な助言などにより農業者等自身の課題認識を深めつつ、主体的な<u>取組み</u>を促し、同時に、最適な解決方策を提案・実行する、という形で発揮されることが一般的であるとみられる。以下に系統金融機関に期待される農業者等に対するコンサルティング機能を具体的に示すこととする。</p> <p>なお、これは、当局及び系統金融機関、さらには農業者等の認識の共有に資するために、本来は、農業者等の状況や系統金融機関の規模・特性等に応じて種々多様であるコンサルティング機能を包括</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>的に示したものである。コンサルティング機能の具体的な内容は、各系統金融機関において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、系統金融機関に対して、これら全てを一律・網羅的に求めるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1) 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析</p> <p>① 日常的・継続的な関係強化を通じた経営の目標や課題の把握・分析とライフステージ等の見極め・<u>予兆管理</u></p> <p>農業者等との日常的・継続的な接触により経営の悩み等を率直に相談できる信頼関係を構築し、それを通じて得られた農業者等の財務情報や各種の定性情報を基に、農業者等の経営の目標や課題を把握する。</p> <p>そのうえで、以下のような点を総合的に勘案して、農業者等の経営の目標や課題を分析し、農業者等のライフステージ（発展段階）や事業の持続可能性の程度（以下「ライフステージ等」という。）等を適切かつ慎重に見極める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者等の経営資源、事業拡大や経営改善に向けた意欲、経営の目標や課題を実現・解決する能力 ・外部環境の見通し ・農業者等の関係者（取引先、他の金融機関、<u>農業信用基金協会</u>、外部専門家、外部機関等）の協力姿勢 ・金融機関の取引地位（総借入残高に占める自らのシェア）や取引状況（設備資金／運転資金の別、取引期間の長短等） ・金融機関の財務の健全性確保の観点 | <p>的に示したものである。コンサルティング機能の具体的な内容は、各系統金融機関において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、系統金融機関に対して、これら全てを一律・網羅的に求めるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1) 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析</p> <p>① 日常的・継続的な関係強化を通じた経営の目標や課題の把握・分析とライフステージ等の見極め</p> <p>農業者等との日常的・継続的な接触により経営の悩み等を率直に相談できる信頼関係を構築し、それを通じて得られた農業者等の財務情報や各種の定性情報を基に、農業者等の経営の目標や課題を把握する。</p> <p>そのうえで、以下のような点を総合的に勘案して、農業者等の経営の目標や課題を分析し、農業者等のライフステージ（発展段階）や事業の持続可能性の程度（以下「ライフステージ等」という。）等を適切かつ慎重に見極める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者等の経営資源、事業拡大や経営改善に向けた意欲、経営の目標や課題を実現・解決する能力 ・外部環境の見通し ・農業者等の関係者（取引先、他の金融機関、外部専門家、外部機関等）の協力姿勢 ・金融機関の取引地位（総借入残高に占める自らのシェア）や取引状況（設備資金／運転資金の別、取引期間の長短等） ・金融機関の財務の健全性確保の観点 |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p><u>また、農業者等が取り得る解決方策が多いうちから、系統金融機関が農業者等の目線に立って丁寧に対話し、その経営判断を支援することが重要である。そのため、系統金融機関は、収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じたため、経営に支障が生じ、又は生じるおそれがある状況（以下II－5において「有事」という。）へ移行する兆候があるかどうかを継続的に把握することにも努める。なお、農業者等における平時から有事への移行は、自然災害や取引先の倒産等によって突発的に生じるだけでなく、農業経営等を取り巻く社会経済情勢の変化に伴い段階的に生じることが十分に想定される。そのため、系統金融機関は、必要に応じて、自ら有事への段階的移行過程にあることを認識していない者を含めた農業者等に対し、有事への段階的移行過程にあることの認識を深めるよう働きかけていく。</u></p> <p>② 農業者等による経営の目標や課題の認識・主体的な取組みの促進</p> <p>農業者等が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できていない場合も含め、農業経営等の目標や課題への認識を深めるよう適切に助言し、農業者等がその実現・解決に向けて主体的に取り組むよう促す。また、必要に応じて、他の金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と連携し、農業者等に対し認識を深めるよう働きかけるとともに主体的な取組みを促す。</p> | <p>(新設)</p> |
| | <p>② 農業者等による経営の目標や課題の認識・主体的な取組みの促進</p> <p>農業者等が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう適切に助言し、農業者等がその実現・解決に向けて主体的に取り組むよう促す。農業者等の認識が不十分な場合は、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携し、農業者等に対し認識を深めるよう働きかけるとともに主体的な取組みを促す。</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(2) 最適な解決方策の提案</p> <p>農業者等の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、農業者等のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じ、農業者等の立場に立って適時に最適な解決方策を提案する。その際、必要に応じて、他の金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の農業者支援施策を活用する。</p> <p><u>また、今後、農業者等を取り巻く状況が変化することを想定し、有事に移行してしまったときに提供可能な解決方策についても積極的に情報提供を行う等、農業者等の状況の変化の兆候を把握し、農業者等に早め早めの対応を促す。</u></p> <p>特に、農業者等が事業再生、事業承継等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用する。</p> <p>(注) (略)</p> | <p>(2) 最適な解決方策の提案</p> <p>農業者等の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、農業者等のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じ、農業者等の立場に立って適時に最適な解決方策を提案する。その際、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の農業者支援施策を活用する。</p> |
| <p>(3) 経営改善・事業再生等の支援が必要な農業者等に対する留意点</p> <p>① 経営再建計画の策定支援</p> <p>系統金融機関が提案する解決方策のうち経営再建計画の策定が必要となるものについて、系統金融機関と農業者等、必要に応じて他の金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等との間で合意された場合（系統金融機関から提案</p> | <p>特に、農業者等が事業再生、事業承継等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用する。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(3) 経営改善・事業再生等の支援が必要な農業者等に対する留意点</p> <p>① 経営再建計画の策定支援</p> <p>系統金融機関が提案する解決方策のうち経営再建計画の策定が必要となるものについて、系統金融機関と農業者等、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関等との間で合意された場合（系統金融機関から提案された解決方策が農</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>された解決方策が農業者等、必要に応じて他の金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等との協議等を踏まえて修正された後に合意に至る場合を含む。）、速やかに、当該解決方策を織り込んだ経営再建計画の策定に取り組むこととなる。</p> <p>経営再建計画は、農業者等が本質的な経営課題を認識し改善に向けて主体的に取り組んでいくためにも、できる限り、農業者等が自力で策定することが望ましい。その際、系統金融機関は、経営再建計画の合理性や実現可能性、解決方策を適切に織り込んでいるか等について、農業者等と協力しながら確認するよう努める。</p> <p>ただし、農業者等が自力で経営再建計画を策定できない場合や系統金融機関の積極的な関与が有効であると考えられる場合には、農業者等の理解を得つつ、経営再建計画の策定を積極的に支援（農業者等の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を系統金融機関が作成することを含む。）する。その際、農業者等の経営改善に寄与する内容となるよう、農業者等の置かれた状況を十分に踏まえた計画策定支援を行う。また、系統金融機関単独では経営再建計画の策定支援が困難であると見込まれる場合であっても、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用し、計画策定を積極的に支援する必要があることに留意する。</p> <p>なお、経営再建計画の策定にあたっては、農業者等の規模</p> | <p>業者等、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関等との協議等を踏まえて修正された後に合意に至る場合を含む。）、速やかに、当該解決方策を織り込んだ経営再建計画の策定に取り組むこととなる。</p> <p>経営再建計画は、農業者等が本質的な経営課題を認識し改善に向けて主体的に取り組んでいくためにも、できる限り、農業者等が自力で策定することが望ましい。その際、系統金融機関は、経営再建計画の合理性や実現可能性、解決方策を適切に織り込んでいるか等について、農業者等と協力しながら確認するよう努める。</p> <p>ただし、農業者等が自力で経営再建計画を策定できないやむを得ない理由があると判断される場合には、農業者等の理解を得つつ、経営再建計画の策定を積極的に支援（農業者等の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を系統金融機関が作成することを含む。）する。その際、系統金融機関単独では経営再建計画の策定支援が困難であると見込まれる場合であっても、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用し、計画策定を積極的に支援する必要があることに留意する。</p> <p>なお、経営再建計画の策定にあたっては、農業者等の規模</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>等を勘案し、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営再建計画等の策定に拘ることなく、簡素・定性的であっても、農業者等の経営改善や事業再生等に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案することを目指す。<u>また、系統金融機関が、農業者等に対し、国や地方公共団体の農業者支援施策を活用して資金繰りの管理や経営状況の把握などの基本的な事項に関する経営改善計画（以下「基本的経営改善計画」という。）等の策定支援を行う場合には、優越的地位の濫用の防止にも留意しつつ、当該支援施策の活用が真に農業者等のニーズに合致したものであることを確認する必要がある。</u></p> <p>(注1) ・ (注2) (略) ② (略) ③ <u>経営改善・事業再生支援に関する積極的な取組等</u> 系統金融機関が農業者等の主たる取引金融機関である場合において、<u>当該系統金融機関は当該農業者等と丁寧に対話を行なう上で実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等に積極的に取り組んでいく。</u> <u>また、当該系統金融機関が地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して当該農業者等の事業再生支援を行うときは、当該系統金融機関が主体的かつ継続的に関与していく。</u> <u>上記のほか、貸付残高が少ない農業者等や、保全されている債権の割合が高い農業者等、農業信用基金協会等の保証付き融資の割合が高い農業者等に対しても、系統金融機関自ら</u></p> | <p>等を勘案し、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営再建計画等の策定に拘ることなく、簡素・定性的であっても、農業者等の経営改善や事業再生等に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案することを目指す。</p> <p>(注1) ・ (注2) (略) ② (略) ③ <u>事業再生支援に関する主体的・継続的な関与</u> 系統金融機関が農業者等の主たる取引金融機関である場合において、当該系統金融機関が地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して当該農業者等の事業再生支援を行うときは、当該系統金融機関が主体的かつ継続的に関与していく。</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|-----|
| <p><u>の経営資源の状況等を踏まえつつ、必要に応じて早めに他の金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と連携し、農業者等の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等に積極的に対応していく。</u></p> <p>(4) 農業者等との協働による解決方策の実行及び進捗状況の管理 農業者等や連携先とともに、解決方策の合理性や実行可能性を検証・確認した上で、協働して解決方策を実行する。 解決方策の実行後においても、必要に応じて連携先と協力しながら、解決方策の実行状況を継続的にモニタリングとともに、経営相談や経営指導を行っていくなど、進捗状況を適切に管理する。 <u>特に、国や地方公共団体の農業者支援施策を活用しつつ、基本的経営改善計画の策定を系統金融機関が支援した場合は、当該系統金融機関が率先して当該計画の進捗状況について適切にモニタリングを行うこととする。</u> <u>また、農業者等へ貸付けを行っている金融機関が複数存在することを認識している場合は、必要に応じ、それらの金融機関と連携を図りながら進捗状況の管理を行うこととする。</u></p> | |
| <p>（4）農業者等との協働による解決方策の実行及び進捗状況の管理 農業者等や連携先とともに、解決方策の合理性や実行可能性を検証・確認した上で、協働して解決方策を実行する。 解決方策の実行後においても、必要に応じて連携先と協力しながら、解決方策の実行状況を継続的にモニタリングとともに、経営相談や経営指導を行っていくなど、進捗状況を適切に管理する。</p> | |
| <p><u>特に、農業者等へ貸付けを行っている金融機関が複数存在することを認識している場合は、必要に応じ、それらの金融機関と連携を図りながら進捗状況の管理を行うこととする。</u></p> | |
| <p>なお、進捗状況の管理を行っている間に、解決方策の策定当初には予期し得なかった外部環境の大きな変化等を察知した場合には、実行している解決方策について見直しの要否を農業者等や連携先とともに検討する。見直しが必要な場合は、そうした変化や見直しの必要性等を農業者等が認識できるよう適切な助言を行った上で、解決方策の見直し（経営再建計画の再策定</p> | |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>を含む。) を提案し、農業者等や連携先と協働して実行する。 (注) 解決方策の実行に当たっては、上記(3)③にも留意する。</p> <p>II－5－2－2 農山漁村等地域の面的再生<u>や地域農林水産業の下支えへの積極的な参画【共通】</u></p> <p>系統金融機関は、成長分野の育成などの農山漁村等地域の面的再生に向けた<u>取組や地域農林水産業、農業者等を下支えし、地域農林水産業・地域経済の回復・成長に貢献する取組に積極的に参画する</u>ことが期待されている。</p> <p>このため、まずは、利用者や関係機関との日常的・継続的な接触を通じて得られる各種の農山漁村等地域情報を収集・蓄積しつつ、地域農林水産業・地域経済の課題や発展の可能性等を把握・分析することが重要である。</p> <p>その上で、自らが貢献可能な分野や役割を検討し、例えば、地方公共団体による地域活性化に関するプロジェクトに対して情報・ノウハウ・人材を提供すること、地方公共団体や農業関係団体及び地域経済活性化支援機構等の関係機関と連携しながら地域的・広域的な活性化プランを策定すること等により、農山漁村等地域の面的再生<u>や地域農林水産業の下支え</u>に向けて積極的な役割を果たしていくことが重要である。</p> <p>その際、例えば、地域活性化プランの中に農業者等を戦略的に位置付け支援するなど、地域農林水産業・地域経済全体の活性化とともに農業者等の事業拡大や経営改善を図っていくという視点も重要なである。</p> | <p>を含む。) を提案し、農業者等や連携先と協働して実行する。 (注) 解決方策の実行に当たっては、上記(3)③にも留意する。</p> <p>II－5－2－2 農山漁村等地域の面的再生への積極的な参画【共通】</p> <p>系統金融機関は、成長分野の育成などの農山漁村等地域の面的再生に向けた<u>取組みに積極的に参画する</u>ことが期待されている。</p> <p>このため、まずは、利用者や関係機関との日常的・継続的な接触を通じて得られる各種の農山漁村等地域情報を収集・蓄積しつつ、地域農林水産業・地域経済の課題や発展の可能性等を把握・分析することが重要である。</p> <p>その上で、自らが貢献可能な分野や役割を検討し、例えば、地方公共団体による地域活性化に関するプロジェクトに対して情報・ノウハウ・人材を提供すること、地方公共団体や農業関係団体及び地域経済活性化支援機構等の関係機関と連携しながら地域的・広域的な活性化プランを策定すること等により、農山漁村等地域の面的再生に向けて積極的な役割を果たしていくことが重要である。</p> <p>その際、例えば、地域活性化プランの中に農業者等を戦略的に位置づけ支援するなど、地域農林水産業・地域経済全体の活性化とともに農業者等の事業拡大や経営改善を図っていくという視点も重要なである。</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>なお、このような農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えへの参画については、系統金融機関にコストを無視した地域貢献までを求めるものではない。系統金融機関は、コストとリスクを適切に把握しつつ、中長期的な視点に立って、自らの経営基盤である農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えに積極的に取り組むことにより、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> <p>II－5－2－3 農山漁村等地域や利用者に対する積極的な情報発信【共通】</p> <p>系統金融機関は、地域密着型金融の取組に関して、具体的な目標やその成果を農山漁村等地域や利用者に対し積極的に情報発信していくことが重要である。</p> <p>その際、地域密着型金融は農業者等にとっても大きなメリットがあること、すなわち、系統金融機関との関係を単なる金利の高低で計るのではなく、地域密着型金融を積極的に推進している系統金融機関との信頼関係の強化を通じて、当該系統金融機関によるコンサルティング機能や長期的・安定的な金融仲介機能の提供が期待できることを積極的かつ具体的に発信していくことが重要である。更に、農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えへの積極的な参画に関する取組や農業者等の経営状況に応じた解決方策や経営改善・事業再生支援に関する取組を積極的に発信し、自らの経営基盤である農山漁村等地域の経済や社会に対して責任ある立場を保持し続けるという意思を表明することにより、利用者の信頼や</p> | <p>なお、このような農山漁村等地域の面的再生への参画については、系統金融機関にコストを無視した地域貢献までを求めるものではない。系統金融機関は、コストとリスクを適切に把握しつつ、中長期的な視点に立って、自らの経営基盤である農山漁村等地域の面的再生に積極的に取り組むことにより、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> <p>II－5－2－3 農山漁村等地域や利用者に対する積極的な情報発信【共通】</p> <p>系統金融機関は、地域密着型金融の取組みに関して、具体的な目標やその成果を農山漁村等地域や利用者に対し積極的に情報発信していくことが重要である。</p> <p>その際、地域密着型金融は農業者等にとっても大きなメリットがあること、すなわち、系統金融機関との関係を単なる金利の高低で計るのではなく、地域密着型金融を積極的に推進している系統金融機関との信頼関係の強化を通じて、当該系統金融機関によるコンサルティング機能や長期的・安定的な金融仲介機能の提供が期待できることを積極的かつ具体的に発信していくことが重要である。更に、農山漁村等地域の面的再生への積極的な参画に関する取組を発信し、自らの経営基盤である農山漁村等地域の経済や社会に対して責任ある立場を保持し続けるという意思を表明することにより、利用者の信頼や支持を高めていくことも重要である。</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>支持を高めていくことも重要である。</p> <p>このような情報発信を通じて、地域密着型金融の取組に対する利用者の理解を深め、金利競争に陥ることなく個性的なサービスを推進し、農山漁村等地域における評価を確立することにより利用者基盤の維持・拡大を図り、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> | <p>このような情報発信を通じて、地域密着型金融の取組に対する利用者の理解を深め、金利競争に陥ることなく個性的なサービスを推進し、農山漁村等地域における評価を確立することにより利用者基盤の維持・拡大を図り、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> |
| <p>II－5－3 主な着眼点【共通】</p> <p>以上の基本的な考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）を踏まえ、各系統金融機関が地域密着型金融の取組を組織全体として継続的に推進するための態勢整備等の状況について以下の着眼点に基づき検証していく。</p> <p>なお、以下の着眼点に定める具体的な内容や水準については、各系統金融機関において、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、系統金融機関に一律・画一的な対応を求めるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1) 「II－5－2 基本的考え方」の「II－5－2－1」～「II－5－2－3」の目指すべき方向を踏まえ、具体的取組を推進するために、経営陣は、主導性を十分に發揮して、これらの<u>取組</u>を経営計画等に明確に位置付けるとともに、当該経営計画等を組織全体として着実に遂行できるよう、職員への周知徹底も含め必要な態勢の整備に努めているか。また、<u>取組</u>の成果を検証し、必要な改善策を経営計画等に反映するよう努めているか。</p> | <p>II－5－3 主な着眼点【共通】</p> <p>以上の基本的な考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）を踏まえ、各系統金融機関が地域密着型金融の取組を組織全体として継続的に推進するための態勢整備等の状況について以下の着眼点に基づき検証していく。</p> <p>なお、以下の着眼点に定める具体的な内容や水準については、各系統金融機関において、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、系統金融機関に一律・画一的な対応を求めるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1) 「II－5－2 基本的考え方」の「II－5－2－1」～「II－5－2－3」の目指すべき方向を踏まえ、具体的取組を推進するために、経営陣は、主導性を十分に發揮して、これらの<u>取組み</u>を経営計画等に明確に位置付けるとともに、当該経営計画等を組織全体として着実に遂行できるよう、職員への周知徹底も含め必要な態勢の整備に努めているか。また、<u>取組み</u>の成果を検証し、必要な改善策を経営計画等に反映するよう努めているか。</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(2) 地域密着型金融の<u>取組</u>を組織全体として推進するため、本部による支所・支店（事務所）支援態勢の整備に努めているか。<u>例えば、支所・支店（事務所）が農業者等との日常的・継続的な関係を通じて把握した経営状況・経営課題（有事への段階的移行の兆候を含む）等について、本部と当該内容を共有し、必要に応じて支所・支店（事務所）と本部が一体となって実効性ある支援に取り組むなど、適切な役割分担のもとで、農業者等の経営課題に応じた最適な解決方策を提供するための態勢整備に努めているか。</u></p> <p>(3) 個々の農業者等の経営改善・事業再生等の支援に当たっては、農業者等に密着して、農業者等の経営課題に応じた最適な解決方策を、農業者等の立場に立って提案し実行支援しているか。<u>また、農業者等の有事への段階的移行の兆候を把握し、農業者等に早め早めの対応を促すための態勢整備に努めているか。</u>その際、関係する他の金融機関及び関係機関等がある場合には、当該他の金融機関及び関係機関等と連携を行うための会議を開催するなど十分連携・協力を図るよう努めているか。</p> <p>(4) 自金融機関における専門的な人材やノウハウの不足の補完や、中長期的な人材育成やノウハウ蓄積の観点を踏まえつつ、必要に応じ、適時適切に、外部専門家（税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、経営指導員等）、外部機関（地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、アグリビジネス投資育成株式会社、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、<u>よろず支援拠点</u>、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、</p> | <p>(2) 地域密着型金融の<u>取組み</u>を組織全体として推進するため、本部による支所・支店（事務所）支援態勢の整備に努めているか。</p> <p>(3) 個々の農業者等の経営改善・事業再生等の支援に当たっては、農業者等に密着して、農業者等の経営課題に応じた最適な解決方策を、農業者等の立場に立って提案し実行支援しているか。その際、関係する他の金融機関及び関係機関等がある場合には、当該他の金融機関及び関係機関等と連携を行うための会議を開催するなど十分連携・協力を図るよう努めているか。</p> <p>(4) 自金融機関における専門的な人材やノウハウの不足の補完や、中長期的な人材育成やノウハウ蓄積の観点を踏まえつつ、必要に応じ、適時適切に、外部専門家（税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、経営指導員等）、外部機関（地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、アグリビジネス投資育成株式会社、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、<u>中小企業再生支援協議会</u>、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等)、他の金融機関、農業信用基金協会等と連携できるよう、本部や支所・支店（事務所）において連携態勢の整備に努めているか。</p> <p>特に、農業者等が事業再生、事業承継等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、判断を先送りせず、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用しているか。<u>取引金融機関として、外部専門家・外部機関等のほか、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（令和4年3月4日「中小企業の事業再生等に関する研究会」により公表）等</u>を活用して農業者等の事業再生支援を行う場合には、<u>積極的な対応をしているか</u>。</p> <p>また、取引系統金融機関は、仮に農業者等の事業再生が困難であると<u>判断した場合には</u>、外部専門家・外部機関等の第三者の見解を十分に踏まえ<u>必要な支援を行っているか</u>。また、他の金融機関が外部専門家・外部機関等を活用して事業再生支援を行う場合、積極的に連携・協力するよう努めているか。</p> <p>加えて、<u>主たる取引系統金融機関として、地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して農業者等の事業再生支援を行う場合には、主体的かつ継続的に関与しているか</u>。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(5) コンサルティング機能の発揮<u>や農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えへの積極的な参画に関する取組を支えるための専門的な金融手法や知識等のノウハウを持つ専門的な人</u></p> | <p>事業再生ファンド、地域活性化ファンド等)、他の金融機関等と連携できるよう、本部や支所・支店（事務所）において連携態勢の整備に努めているか。</p> <p>特に、農業者等が事業再生、事業承継等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、判断を先送りせず、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用しているか。<u>主たる取引金融機関として、地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して農業者等の事業再生支援を行う場合には、主体的かつ継続的に関与しているか</u>。特に、<u>主たる取引系統金融機関は、仮に農業者等の事業再生が困難であると判断するに際しては、外部専門家・外部機関等の第三者の見解を十分に踏まえているか</u>。また、他の金融機関が外部専門家・外部機関等を活用して事業再生支援を行う場合、積極的に連携・協力するよう努めているか。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(5) コンサルティング機能の発揮<u>や農山漁村等地域の面的再生への積極的な参画に関する取組みを支えるための専門的な金融手法や知識等のノウハウを持つ専門的な人材の育成や活用に努め</u></p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>材の育成や活用に努めているか。また、こうしたノウハウや各種の農山漁村等地域情報を収集・蓄積するとともに、支所・支店（事務所）と本部の適切な連携により組織全体で共有するよう努めているか。</p> <p>(6) 地域密着型金融の<u>取組</u>について、具体的な目標やその成果を農山漁村等地域や利用者に対して積極的に情報発信するよう努めているか。その際、利用者が<u>コンサルティング機能の発揮・農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支え</u>に向けた<u>取組</u>の成果や農山漁村等地域における融資の<u>取組</u>など農山漁村等地域への貢献の状況を適切に評価できるよう工夫しているか。また、利用者の評価を系統金融機関の業務に適切に反映するための態勢整備が図られているか。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 利用者の理解を深めるとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、個別系統金融機関における情報発信に加え、農中が中心となって、系統全体の取組状況や取組事例集を公表するなど、特色ある<u>取組</u>を積極的に情報発信することが望まれる。</p> <p>(7) 職員のモチベーションの向上に資するため、農業者等に対する<u>コンサルティング機能の発揮・農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支え</u>への積極的な参画に関する<u>取組</u>を業務上の評価（支所・支店（事務所）の評価を含む。）に適正に反映するよう努めているか。</p> <p>(8) (略)</p> | <p>ているか。また、こうしたノウハウや各種の農山漁村等地域情報を収集・蓄積するとともに、支所・支店（事務所）と本部の適切な連携により組織全体で共有するよう努めているか。</p> <p>(6) 地域密着型金融の<u>取組み</u>について、具体的な目標やその成果を農山漁村等地域や利用者に対して積極的に情報発信するよう努めているか。その際、利用者が農山漁村等地域の面的再生に向けた<u>取組み</u>の成果や農山漁村等地域における融資の<u>取組み</u>など農山漁村等地域への貢献の状況を適切に評価できるよう工夫しているか。また、利用者の評価を系統金融機関の業務に適切に反映するための態勢整備が図られているか。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 利用者の理解を深めるとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、個別系統金融機関における情報発信に加え、農中が中心となって、系統全体の取組状況や取組事例集を公表するなど、特色ある<u>取組み</u>を積極的に情報発信することが望まれる。</p> <p>(7) 職員のモチベーションの向上に資するため、農業者等に対する<u>コンサルティング機能の発揮や農山漁村等地域の面的再生への積極的な参画に関する取組み</u>を業務上の評価（支所・支店（事務所）の評価を含む。）に適正に反映するよう努めているか。</p> <p>(8) (略)</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(9) 農協については、必要に応じ、地域密着型金融の<u>取組</u>に係る農中・信連が有する各種業務支援・補完機能を有効に活用するための態勢の整備に努めているか。また、農中・信連は、農協のニーズ等を踏まえて、農協に対する業務補完・支援を十分に推進する態勢の整備に努めているか。</p> <p>(10) 系統金融機関が、国や地方公共団体の農業者支援施策を活用して基本的経営改善計画の策定支援を行う場合には、優越的地位の濫用の防止に留意しつつ、当該支援施策の活用が真に農業者等のニーズに合致したものであることを確認する態勢にあるか。また、策定する基本的経営改善計画が、農業者等の経営改善に効果的な内容となるよう農業者等の置かれた状況を十分に踏まえた内容となっているか。</p> | <p>(9) 農協については、必要に応じ、地域密着型金融の<u>取組み</u>に係る農中・信連が有する各種業務支援・補完機能を有効に活用するための態勢の整備に努めているか。また、農中・信連は、農協のニーズ等を踏まえて、農協に対する業務補完・支援を十分に推進する態勢の整備に努めているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> |

II－5－4 監督手法・対応【共通】

各系統金融機関における地域密着型金融の取組の検証に当たっては、短期的な視点で個別手法の単なる定量的な実績を評価するのではなく、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進しているかという観点から、経営計画等における位置付けや態勢整備の状況を重視した評価を行うものとする。

また、地域密着型金融の推進に当たっては、各系統金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組を深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図っていくものとする。

さらに、農山漁村等地域の農業者等への支援や地域農林水産業・

II－5－4 監督手法・対応【共通】

各系統金融機関における地域密着型金融の取組の検証に当たっては、短期的な視点で個別手法の単なる定量的な実績を評価するのではなく、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進しているかという観点から、経営計画等における位置付けや態勢整備の状況を重視した評価を行うものとする。

また、地域密着型金融の推進に当たっては、各系統金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図っていくものとする。

さらに、農山漁村等地域の農業者等への支援や地域農林水産業・

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>地域経済の活性化等のための施策を実施する<u>関係府省庁はもちろんのこと、政府系金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と中央・地方両レベルで連携強化を図っていくものとする。</u></p> <p>(1) 各種ヒアリングの機会を通じ、上記の監督上の着眼点に基づき、各系統金融機関における地域密着型金融の取組状況をフォローアップしつつ、当該取組が利用者と系統金融機関の双方にとってより実効的なものとなるよう建設的な意見交換を行うことにより、各系統金融機関が自主性・創造性を発揮しつつ取り組んでいくよう促していく。</p> <p>ヒアリングに当たっては、経営計画等の策定、実行、評価の各段階に合わせて、それぞれ、経営計画等における<u>位置付けや内容、進捗状況、取組成果の評価と次期経営計画等への反映状況</u>を中心に意見交換を行う。</p> <p>トップヒアリングにおいては、系統金融機関経営者から、地域密着型金融の推進に関する経営計画等における位置付け、重点分野や当該分野における取組手法等の戦略、「II－5－3 主な着眼点」に定める態勢整備の状況及びそれらに関する経営陣の主導性の発揮状況等を確認するとともに、経営計画等の着実な実施を促す。</p> <p>総合的なヒアリング等においては、現場の責任者等から、農業者等との接触状況を含めたコンサルティング機能の発揮の個別具体的な実践（現場における課題や本部との連携の状況を含む）まで踏み込んで確認する。</p> <p>上記ヒアリングを実施するに当たっては、必要に応じて、系統</p> | <p>地域経済の活性化等のための施策を実施する<u>関係府省庁等と中央・地方両レベルで連携強化を図っていくものとする。</u></p> <p>(1) 各種ヒアリングの機会を通じ、上記の監督上の着眼点に基づき、各系統金融機関における地域密着型金融の取組状況をフォローアップしつつ、当該取組が利用者と系統金融機関の双方にとってより実効的なものとなるよう建設的な意見交換を行うことにより、各系統金融機関が自主性・創造性を発揮しつつ取り組んでいくよう促していく。</p> <p>ヒアリングに当たっては、経営計画等の策定、実行、評価の各段階に合わせて、それぞれ、経営計画等における<u>位置づけや内容、進捗状況、取組成果の評価と次期経営計画等への反映状況</u>を中心に意見交換を行う。</p> <p>トップヒアリングにおいては、系統金融機関経営者から、地域密着型金融の推進に関する経営計画等における位置付け、重点分野や当該分野における取組手法等の戦略、「II－5－3 主な着眼点」に定める態勢整備の状況及びそれらに関する経営陣の主導性の発揮状況等を確認するとともに、経営計画等の着実な実施を促す。</p> <p>総合的なヒアリング等においては、現場の責任者等から、農業者等との接触状況を含めたコンサルティング機能の発揮の個別具体的な実践（現場における課題や本部との連携の状況を含む）まで踏み込んで確認する。</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p><u>金融機関の取組状況や地域農林水産業・地域経済の抱える課題等について政府系金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と意見交換を実施する。その結果はヒアリングにおける対話材料として活用するとともに、爾後の監督対応にも活用する。</u></p> <p>(2) (略)</p> | |
| <p>II-10 経営者保証ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着等</p> <p>II-10-1 意義【共通】</p> <p>農業者等の経営者保証には、農業者等の経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や就農・創業を志す者の起業への<u>取組</u>、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、農業者等の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在する。</p> <p>(以下略)</p> | <p>(2) (略)</p> <p>II-10 経営者保証ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着等</p> <p>II-10-1 意義【共通】</p> <p>農業者等の経営者保証には、農業者等の経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や就農・創業を志す者の起業への<u>取組み</u>、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、農業者等の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在する。</p> <p>(以下略)</p> |
| <p>II-10-2 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) 経営陣は、経営者保証ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に発揮して、経営者保証への取組方針等を明確に定めているか。また、経営者保証ガイドラインに示された経営者保証の準則を始めとして、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。</p> <p>①・② (略)</p> | <p>II-10-2 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) 経営陣は、経営者保証ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に発揮して、経営者保証への取組方針等を明確に定めているか。また、経営者保証ガイドラインに示された経営者保証の準則を始めとして、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。</p> <p>①・② (略)</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>③ 既存保証契約の適切な見直し(事業承継時の対応・経営者以外の第三者の個人連帯保証に関する適切な見直し(II-11-2(2)参照)を含む。)</p> <p>④・⑤(略)</p> <p>(2)～(6)(略)</p> <p>(7) 保証債務の整理に当たっては、経営者保証ガイドラインの趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家(公認会計士、税理士、弁護士等)及び外部機関(中小企業活性化協議会等)と十分連携・協力するよう努めているか。</p> <p>(8)(略)</p> <p>II-11 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等</p> <p>II-11-1 意義【共通】</p> <p>一般に、多くの農業者等においては、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性が必ずしも十分でないなどの指摘があることから、こうした農業者等に対する融資においては、農業者等の信用補完や経営に対する規律付けの観点から、経営者に対する個人保証を求める場合がある。他方、経営者以外の第三者の個人保証については、副次的な信用補完や経営者のモラル確保のための機能がある一方、直接的な経営責任がない第三者に債務者と同等の保証債務を負わせることが適當なのかという指摘がある。</p> <p>また、保証履行時における保証人に対する対応如何によっては、経営者としての再起を図るチャンスのみならず、社会生活を営む基</p> | <p>③ 既存保証契約の適切な見直し(事業承継時の対応を含む。)</p> <p>④・⑤(略)</p> <p>(2)～(6)(略)</p> <p>(7) 保証債務の整理に当たっては、経営者保証ガイドラインの趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家(公認会計士、税理士、弁護士等)及び外部機関(中小企業再生支援協議会等)と十分連携・協力するよう努めているか。</p> <p>(8)(略)</p> <p>II-11 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等</p> <p>II-11-1 意義【共通】</p> <p>一般に、多くの農業者等においては、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性が必ずしも十分でないなどの指摘があることから、こうした農業者等に対する融資においては、農業者等の信用補完や経営に対する規律付けの観点から、経営者に対する個人保証を求める場合がある。他方、経営者以外の第三者の個人保証については、副次的な信用補完や経営者のモラル確保のための機能がある一方、直接的な経営責任がない第三者に債務者と同等の保証債務を負わせることが適當なのかという指摘がある。</p> <p>また、保証履行時における保証人に対する対応如何によっては、経営者としての再起を図るチャンスを失わせたり、社会生活を営む基</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>盤すら失わせるという問題を生じさせているのではないかとの指摘があることに鑑み、系統金融機関には、保証履行時において、保証人の資産・収入を踏まえたきめ細かな対応が求められる。</p> <p>こうした状況に鑑み、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(平成 22 年 12 月 24 日：<u>金融庁</u>)において、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進」することとしたところであり、系統金融機関においては、こうした趣旨を十分に踏まえた対応を行う必要がある。</p> <p><u>また、民法改正（令和 2 年 4 月施行）により、民法第 465 条の 6 及び第 465 条の 9 において、事業に関与していない第三者による個人保証についての意思確認手続を求めることとされた。系統金融機関においては、前段の趣旨を踏まえて保証契約を締結する際には、民法に定められた意思確認手続を経る必要がある。</u></p> <p>なお、一部の農業融資においては、集落営農等の農業経営の特殊性から、経営者以外の第三者の個人連帯保証が行われており、こうした実態を画一的に否定するものではない。</p> | <p>盤すら失わせるという問題を生じさせているのではないかとの指摘があることに鑑み、系統金融機関には、保証履行時において、保証人の資産・収入を踏まえたきめ細かな対応が求められる。</p> <p>こうした状況に鑑み、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(平成 22 年 12 月 24 日<u>公表</u>)において、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進」することとしたところであり、系統金融機関においては、こうした趣旨を十分に踏まえた対応を行う必要がある。</p> |
| <p>II-11-2 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立</p> <p>個人連帯保証契約については、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする方針を定めているか。</p> | <p>II-11-2 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立</p> <p>個人連帯保証契約については、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする方針を定めているか。</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>また、農業融資においては、農業経営の特殊性を踏まえ、融資に際しての保証人の徴求が適切に行われるよう留意しているか。</p> <p>なお、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、<u>民法に定められた意思確認手続を経たうえで契約を締結することに加え、必要に応じ、「農業信用基金協会向けの総合的な監督指針」及び「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方を踏まえているか。</u>特に、経営者以外の第三者が、経営に実質的に関与していないにもかかわらず、例外的に個人連帯保証契約を締結する場合には、当該契約は契約者本人による自発的な意思に基づく申し出によるものであって、系統金融機関から要求されたものではないことが確保されているか。</p> <p>(参考 1)</p> <p>「農業信用基金協会向けの総合的な監督指針」(抄、平成 28 年 6 月 21 日付け金監第 1770 号・28 経営第 70 号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知)</p> <p><u>II 基金協会監督上の評価項目</u></p> <p><u>3 業務の適切性</u></p> <p><u>3-12 担保・保証人の徴求について</u></p> <p>(1) 担保の徴求</p> <p>担保の徴求については、基金協会の設立目的及び制度資金の目的、趣旨等を踏まえ、農業者等の信用補完に資するため、その軽減に努めているか。</p> <p>(2) 保証人の徴求</p> | <p>また、農業融資においては、農業経営の特殊性を踏まえ、融資に際しての保証人の徴求が適切に行われるよう留意しているか。</p> <p>なお、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、必要に応じ、「農業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について（事務ガイドライン）」及び「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方を踏まえているか。特に、経営者以外の第三者が、経営に実質的に関与していないにもかかわらず、例外的に個人連帯保証契約を締結する場合には、当該契約は契約者本人による自発的な意思に基づく申し出によるものであって、系統金融機関から要求されたものではないことが確保されているか。</p> <p>(参考 1)</p> <p>「農業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について（事務ガイドライン）」(抄、平成 10 年 6 月 17 日付蔵銀第 1659 号大蔵省銀行局長・農林水産省経済局長通知)</p> <p><u>2-4 担保・保証人の徴求について</u></p> <p>(1) 担保の徴求</p> <p>担保の徴求については、基金協会の設立目的及び制度資金の目的、趣旨等を踏まえ、農業者等の信用補完に資するため、その軽減に努めるよう留意するものとする。</p> <p>(2) 保証人の徴求</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>保証人の徴求については、担保の徴求の考え方と同様に、その軽減に努めているか。経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表)を踏まえ、適切に行うよう努めているか。</p> <p><u>また、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする方針を定めているか。</u></p> <p>ただし、その場合にあっても、一部の農業融資においては、集落営農等の農業経営の特殊性から、経営者以外の第三者の個人連帯保証が行われており、こうした実態を画一的に否定するものではないことに留意するものとする。</p> <p>なお、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、<u>民法に定められた意思確認手続を経たうえで契約を締結することに加え、必要に応じ、次に掲げる特別な事情による例外の考え方を踏まえ、適切に行われているか。</u></p> <p>イ 実質的な経営権を有している者又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合</p> <p>ロ 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合</p> <p>ハ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帶</p> | <p>保証人の徴求については、担保の徴求の考え方と同様に、その軽減に努めるよう留意するとともに、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする方針を定めているか留意するものとする。</p> <p>ただし、その場合にあっても、一部の農業融資においては、集落営農等の農業経営の特殊性から、経営者以外の第三者の個人連帯保証が行われており、こうした実態を画一的に否定するものではないことに留意するものとする。</p> <p>なお、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、必要に応じ、次に掲げる特別な事情による例外の考え方を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。</p> <p>ア 実質的な経営権を有している者又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合</p> <p>イ 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合</p> <p>ウ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帶</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>保証の申し出があった場合（ただし、基金協会から特段の説明を受けた上で協力者等が自発的な意思に基づき申し出を行った旨が記載され、自署・押印された書面の提出を受けるなどにより、当該契約について基金協会から要求されたものではないことが確認される場合に限る。）</p> <p><u>(3) 第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合の態勢整備</u></p> <p><u>第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合には、保証債務を負うに至った経緯や保証人の保証能力、生活実態を十分に踏まえて、適切な対応を行う態勢となっているか。</u></p> <p>(参考 2)</p> <p>信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について (抄、平成 18 年 3 月 31 日中小企業庁ウェブサイト)</p> <p>（前略）中小企業庁では、信用保証協会が行う保証制度（略）について、平成 18 年度に入ってから保証協会に対して保証申込を行った案件については、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを、原則禁止とします。</p> <p>ただし、下記のような特別な事情がある場合については、例外とします。</p> <p>（中略）</p> <p>1. 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合</p> <p>2. 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保</p> | <p>保証の申し出があった場合（ただし、基金協会から特段の説明を受けた上で協力者等が自発的な意思に基づき申し出を行った旨が記載され、自署・押印された書面の提出を受けるなどにより、当該契約について基金協会から要求されたものではないことが確認される場合に限る。）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(参考 2)</p> <p>信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について (抄、平成 18 年 3 月 31 日中小企業庁ウェブサイト)</p> <p>（前略）中小企業庁では、信用保証協会が行う保証制度（略）について、平成 18 年度に入ってから保証協会に対して保証申込を行った案件については、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを、原則禁止とします。</p> <p>ただし、下記のような特別な事情がある場合については、例外とします。</p> <p>（中略）</p> <p>1. 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合</p> <p>2. 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>証人となる場合</p> <p>3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合（ただし、協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る。）</p> <p>(2) <u>第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合の態勢整備</u></p> <p><u>第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合には、上記意義にある指摘に鑑み、保証債務を負うに至った経緯や保証人の保証能力、生活実態を十分に踏まえて、適切な対応を行う態勢となっているか。</u></p> <p>(3) (略)</p> | <p>証人となる場合</p> <p>3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合（ただし、協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る。）</p> <p><u>(新設)</u></p> |
| <p>II-11-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>系統金融機関による上記取組については、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進する」という政策趣旨に鑑み、適切に取り組む必要がある。また、これらの取組に当たって、適切な説明責任を果たすことも必要である（II-3-2-1 参照）。</p> <p><u>加えて、事業に関与していない第三者と個人保証契約を締結する際には、民法に定められた意思確認手続を経る必要がある。</u></p> <p>こうした取組態勢・取組状況を踏まえ、監督上の対応を検討することとし、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要</p> | <p>II-11-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>系統金融機関による上記取組については、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進する」という政策趣旨に鑑み、適切に取り組む必要がある。また、これらの取組に当たって、適切な説明責任を果たすことも必要である（II-3-2-1 参照）。</p> <p>こうした取組態勢・取組状況を踏まえ、監督上の対応を検討することとし、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>に応じ、報告（農協法第93条又は農中法第83条に基づく報告を含む。）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令の発出を検討するものとする。</p> | <p>に応じ、報告（農協法第93条又は農中法第83条に基づく報告を含む。）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令の発出を検討するものとする。</p> |
| III 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 | III 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 |
| III-4 農協法及び農中法等に係る事務処理 | III-4 農協法及び農中法等に係る事務処理 |
| III-4-10 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 | III-4-10 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 |
| III-4-10-4 開示に当たっての留意事項 | III-4-10-4 開示に当たっての留意事項 |
| III-4-10-4-2 記載項目についての留意事項【共通】 | III-4-10-4-2 記載項目についての留意事項【共通】 |
| (1) (略) | (1) (略) |
| (2) 個別の記載項目についての留意事項 | (2) 個別の記載項目についての留意事項 |
| ①～⑥ (略) | ①～⑥ (略) |
| ⑦ 「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」には、以下の事項等について、利用者等が興味や関心を持てるような具体的で分かりやすい内容が記載されているか。 | ⑦ 「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」には、以下の事項等について、利用者等が興味や関心を持てるような具体的で分かりやすい内容が記載されているか。 |
| ア・イ (略) | ア・イ (略) |
| ウ 農業者等の経営支援に関する取組状況（支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等） | ウ 農業者等の経営支援に関する取組状況（支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等） |
| a 就農（創業）・新規事業開拓の支援 | a 就農（創業）・新規事業開拓の支援 |
| b 成長段階における支援 | b 成長段階における支援 |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>c 経営改善・事業再生等の支援</p> <p>エ 地域の活性化に関する取組状況</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 上記<u>ウ</u>及び<u>エ</u>の取組状況については、<u>コンサルティング機能の発揮</u>・農山漁村等地域の面的再生や<u>地域農林水産業の下支え</u>への積極的な参画等（地方公共団体・農業関係団体・外部機関等との連携を含む。）を具体的に記載しているか確認する。</p> <p>(注3) (略)</p> <p>(注4) 「外部機関」とは、地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、アグリビジネス投資育成株式会社、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、<u>よろず支援拠点</u>、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、<u>中小企業活性化協議会</u>、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等をいう。</p> <p>※ (略)</p> <p>⑧～⑫ (略)</p> | <p>c 経営改善・事業再生等の支援</p> <p>エ 地域の活性化に関する取組状況</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 上記<u>エ</u>の取組状況については、地域の面的再生への積極的な参画等（地方公共団体・農業関係団体・外部機関等との連携を含む。）を具体的に記載しているか確認する。</p> <p>(注3) (略)</p> <p>(注4) 「外部機関」とは、地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、アグリビジネス投資育成株式会社、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、<u>中小企業再生支援協議会</u>、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等をいう。</p> <p>※ (略)</p> <p>⑧～⑫ (略)</p> |
| <p>III－4－10－4－3 農協法及び農中法に基づく債権の額の開示区分【共通】</p> <p>農協法施行規則第204条第1項ホ(2)及び農中法施行規則第112条第5号ロに定める基準に従い、以下のとおり区分する（開示対象についても、農協法施行規則第204条ホ(2)及び農中法施行規則第</p> | <p>III－4－10－4－3 農協法及び農中法に基づく債権の額の開示区分【共通】</p> <p>農協法施行規則第204条第1項ホ(2)及び農中法施行規則第112条第5号ロに定める基準に従い、以下のとおり区分する（開示対象についても、農協法施行規則第204条ホ(2)及び農中法施行規則第</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>112 条第5号口に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適當である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適當である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 貸出条件緩和債権</p> <p>貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ (中略)</p> <p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開</p> | <p>112 条第5号口に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。）。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適當である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適當である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 貸出条件緩和債権</p> <p>貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ (中略)</p> <p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が農林漁業者、中小・零細企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注5）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>（注1）・（注2）（略）</p> <p>（注3）<u>中小企業活性化協議会が策定支援した再生計画、中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に定める再生型私的整理手続により策定した再生計画（小規模事業者の債務減免等を含まない計画であつて同ガイドライン第三部4.(4)②ロ及びハのみを満たす計画を除く）、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続（特定認証紛争解決手続（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第25項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第19条第2項第1号）については、当該計画が（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められる場合</u></p> | <p>始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が農林漁業者、中小・零細企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注5）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>（注1）・（注2）（略）</p> <p>（注3）<u>中小企業再生支援協議会（産業復興相談センターを含む。）が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続（特定認証紛争解決手続（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第25項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第19条第2項第1号）については、当該計画が（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められる場合</u></p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第19条第2項第1号)については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>(注4)・(注5) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(4) (略)</p> | <p>に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>(注4)・(注5) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(4) (略)</p> |
| <p>III-4-14 金融機能強化法に関する留意事項【共通】</p> <p>III-4-14-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融機能強化命令別紙様式第一号(記載上の注意)7.(1)及び別紙様式第二号(記載上の注意)8.(1)に規定する「経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。以下III-4-15-1(2)において同じとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先と</p> | <p>III-4-14 金融機能強化法に関する留意事項【共通】</p> <p>III-4-14-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融機能強化命令別紙様式第一号(記載上の注意)7.(1)及び別紙様式第二号(記載上の注意)8.(1)に規定する「経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。以下III-4-15-1(2)において同じとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先と</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>する。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(注1) 上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策 ア～オ (略) カ <u>中小企業活性化協議会</u>と連携し再生計画の策定に関与した取引先 等</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実の方策 ア～エ (略) なお、経営改善支援等の具体的な<u>取組</u>は、信連又は農中において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、一律・網羅的な対応を求めるものではないことに留意する。また、経営強化計画において、「経営改善支援等取組先」の内容が記載されているか確認する。</p> <p>(注2) (略)</p> | <p>する。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(注1) 上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策 ア～オ (略) カ <u>中小企業再生支援協議会</u>と連携し再生計画の策定に関与した取引先 等</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実の方策 ア～エ (略) なお、経営改善支援等の具体的な<u>取組み</u>は、信連又は農中において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、一律・網羅的な対応を求めるものではないことに留意する。また、経営強化計画において、「経営改善支援等取組先」の内容が記載されているか確認する。</p> <p>(注2) (略)</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>III－4－14－2 株式等の引受け等の決定に関する留意事項【共通】</p> <p>金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 金融機能強化法第5条第1項第2号及び第17条第1項第2号に規定する要件</p> <p>審査に当たっては、経営の改善の目標を達成するための方策として、地域密着型金融に関する<u>取組</u>等による収益性の確保及び業務の効率化が実行されているか、又は、実行されることが確実に見込まれるかどうかを確認する。</p> <p>また、併せて、当該方策が合理的なものか、説明力が十分かを確認する。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> | <p>III－4－14－2 株式等の引受け等の決定に関する留意事項【共通】</p> <p>金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 金融機能強化法第5条第1項第2号及び第17条第1項第2号に規定する要件</p> <p>審査に当たっては、経営の改善の目標を達成するための方策として、地域密着型金融に関する<u>取組み</u>等による収益性の確保及び業務の効率化が実行されているか、又は、実行されることが確実に見込まれるかどうかを確認する。</p> <p>また、併せて、当該方策が合理的なものか、説明力が十分かを確認する。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> |
| <p>III－4－14－8 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置【農中】</p> <p>金融機能強化法第34条の8に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農中が行う当局に対する報告について</p> <p>金融機能強化法第34条の8第1項第5号に規定する「特別関係協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の実施に関する状況」に、特別関係協同組織金融機関等（金融機能</p> | <p>III－4－14－8 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置【農中】</p> <p>金融機能強化法第34条の8に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農中が行う当局に対する報告について</p> <p>金融機能強化法第34条の8第1項第5号に規定する「特別関係協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の実施に関する状況」に、特別関係協同組織金融機関等（金融機能</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>強化法第34条の3第3項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。以下同じ。) (農中が特別関係協同組織金融機関等に対する特定支援の実施により取得した優先出資又は貸付債権の処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合における、当該特別関係協同組織金融機関等を除く。) に係る以下の指標について、報告基準日までの半期の実績が記載されていることを確認することとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(注) (中略)</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、特別関係協同組織金融機関等(金融機能強化法第34条の3第3項に規定する「特別関係協同組織金融機関等」をいう。以下同じ。)が金融円滑化の観点から、以下の事項に係る経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 早期の事業再生に資する<u>取組</u></p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(注1) 上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 早期の事業再生に資する<u>取組</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>中小企業活性化協議会</u>と連携し再生計画の策定に関与した取引先 等</p> | <p>強化法第34条の3第3項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。以下同じ。) (農中が特別関係協同組織金融機関等に対する特定支援の実施により取得した優先出資又は貸付債権の処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合における、当該特別関係協同組織金融機関等を除く。) に係る以下の指標について、報告基準日までの半期の実績が記載されていることを確認することとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(注) (中略)</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、特別関係協同組織金融機関等(金融機能強化法第34条の3第3項に規定する「特別関係協同組織金融機関等」をいう。以下同じ。)が金融円滑化の観点から、以下の事項に係る経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 早期の事業再生に資する<u>取組み</u></p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(注1) 上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 早期の事業再生に資する<u>取組み</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>中小企業再生支援協議会</u>と連携し再生計画の策定に関与した取引先 等</p> |

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>④ (略)</p> <p>⑤ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実 ア～エ (略) なお、経営改善支援等の具体的な<u>取組</u>は、農水産業協同組合等において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、一律・網羅的な対応を求めるものではないことに留意する。また、協同組織金融機能強化方針において、「経営改善支援等取組先」の内容が記載されているか確認する。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> | <p>④ (略)</p> <p>⑤ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実 ア～エ (略) なお、経営改善支援等の具体的な<u>取組み</u>は、農水産業協同組合等において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、一律・網羅的な対応を求めるものではないことに留意する。また、協同組織金融機能強化方針において、「経営改善支援等取組先」の内容が記載されているか確認する。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> |

附 則

この通知の改正は、令和●年●月●日から適用する。